

少年相談専門員の設置・運用要綱の制定について（例規）

（最終改正：平成13年5月2日 少第54号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

複雑多様化する少年相談業務に的確に対応するため、少年の特性、非行要因等について専門的分野から分析し、少年及び保護者等に対する適切な指導、助言を行うほか、少年相談担当職員の相談技術の向上を図り、もって少年の健全育成に資するため、別記のとおり「少年相談専門員の設置・運用要綱」を制定し、平成9年9月19日から実施することとしたから、効果的な運用に努められたい。

別記

少年相談専門員の設置・運用要綱

第1 目的

この要綱は、少年相談専門員（以下「専門員」という。）の設置及び運用について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 設置

警察本部生活安全部少年課に専門員を置く。

第3 任用

専門員は、次の各号に掲げる要件を備える警察職員（警察官を除く。）をもって充てる。

- (1) 4年制大学又は大学院において、心理学、教育学、社会学等を専攻し又は履修した者
- (2) 人格が高潔で、教養、学術等に識見を有し、かつ、心身が健全である者

第4 責務

専門員は、次の各号に掲げる職務に従事するものとする。

- (1) 複雑、困難な少年相談事案の処理及び電話による少年相談の受理に関すること。
- (2) 少年非行及び少年相談に関する調査、分析、広報及び企画立案に関すること。
- (3) 少年相談に関する教養及び指導に関すること。
- (4) 少年関係機関・団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他、警察本部生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）が命ずる事項。

第5 勤務の心得

専門員は、次の各号に掲げる事項に留意し、誠実にその職務の遂行に専念しなければならない。

- (1) 少年警察の使命及び職務を自覚し、少年、保護者その他関係者の尊敬と信頼を得るように努めること。
- (2) 職務上知り得た少年及び関係者の秘密を保持すること。

第6 少年課長の責務

少年課長は、専門員の相談が効果的に行われるように配慮しなければならない。

第7 警察署長の責務

警察署長（以下「署長」という。）は、少年相談に関し、少年課長と緊密な連携を保ち、専門員による相談が適時適切に行われるように努めなければならない。

第8 少年相談の引継ぎ等

- 1 署長は、受理した少年相談のうち、資質の鑑別を必要とする事案その他警察署で扱うことが困難な事案については、少年相談引継書（別記様式）により、速やかに少年課長に引き継ぐものとする。
- 2 少年課長は、前項の規定に基づき、少年相談の引継ぎを受けたときは、専門員による必要な措置をとるとともに、その措置状況を当該署長に通報するものとする。

（別記様式省略）